明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○放送法第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行った件（総務二〇二）　一
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（同二〇三）　三
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（同二〇四）　三
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二三一）　三
○商業動態統計調査規則の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件（経済産業一五四）　九
〔官庁報告〕
国家試験
ＣＢＴによる平成二十九年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

平成二十八事業年度・年度決算等（本州四国連絡高速道路株式会社・都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○総務省告示第二百二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行ったので、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十七日

総務大臣　山本　早苗

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
臼杵ケーブルネット株式会社	第ＫＳ０１１５－０１１１号	平成二十八年三月二十八日	大分県臼杵市

○総務省告示第二百三号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十七日

総務大臣　山本　早苗

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
株式会社ケーブルテレビ山形	株式会社ダイバーシティメディア	第ＴＨ００２４－０１００号	平成二十八年一月一日	山形県山形市、天童市、寒河江市、上山市、東村山郡山辺町、中山町、西村山郡河北町

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
知多メディアスネットワーク株式会社	第ＴＫ０００５５－０００５０号	平成二十三年六月三十日	愛知県東海市、大府市、知多市、知多郡東浦町	愛知県名古屋市緑区、大高町、東海市、大府市、知多市、知多郡阿久比町、東浦町
株式会社Ｚ　ＴＶ	第ＴＫ００４９－０００４６号	平成二十六年四月三十日	三重県津市（旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町、旧美里村、旧久居市、旧白山町、旧香良洲町、旧一志町、旧美杉村）、松阪市（旧嬉野町）、尾鷲市、熊野市、亀山市、鈴鹿市、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡紀宝町、滋賀県大津市、彦根市、長浜	三重県津市（旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町、旧美里村、旧久居市、旧白山町、旧香良洲町、旧一志町、旧美杉村）、松阪市（旧嬉野町）、伊勢市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市（旧磯部町）、度会郡玉城町、南伊勢町